

令和6年 第4回定例会

# 高山村議会会議録

令和6年12月4日 開会

令和6年12月10日 閉会

高山村議会

令和六年第四回〔十二月〕定例会

高山村議会会誌

令和六年第四回〔十二月〕定例会

高山村議会会誌

令和六年第四回〔十二月〕定例会

高山村議会会誌

令和六年第四回〔十二月〕定例会

高山村議会会誌

令和六年第四回〔十二月〕定例会

高山村議会会誌

## 令和6年第4回高山村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○委員会報告	5
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第54号の上程、説明	8
○議案第55号～議案第59号の一括上程、説明	9
○議案第60号～議案第67号の一括上程、説明	12
○一般質問	15
5番 飯塚 武久 君	15
8番 後藤 肇 君	18
6番 後藤 明宏 君	19
4番 松井 陽威 君	21
9番 平形 富二夫 君	24
1番 渡邊 裕治 君	27
○休会について	34
○散会の宣告	35

### 第 2 号 (12月10日)

○議事日程	3 7
○本日の会議に付した事件	3 7
○出席議員	3 7
○欠席議員	3 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 8
○事務局職員出席者	3 8
○開議の宣告	3 9
○議案第54号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第55号～議案第59号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第60号～議案第67号の質疑、討論、採決	4 1
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	5 1
○議員派遣について	5 2
○閉会の宣告	5 2
○署名議員	5 3

令和6年12月4日（水曜日）

（第1号）

## 令和6年第4回高山村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和6年12月4日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 委員会報告
- 日程第 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 5 議案第54号 高山村職員定数条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第56号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第57号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第58号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 高山村特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第60号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第61号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第62号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第63号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第64号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第65号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第66号 令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第67号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	金井等君	農林課長	平形英俊君
建設課長	割田信一君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	飯塚優一郎君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和6年第4回高山村議会定例会を開会します。

---

◎村長挨拶

○議長（山口英司君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 令和6年第4回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

今年も残すところ僅かとなりました。師走を迎え、公私ともにご多用のところ、議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝申し上げます。

医療法人パテラ会の撤退による高山村デイサービスセンターの存続問題については、本年10月から高山村社会福祉協議会にその運営を引き継いでいただくということで、決着を見たところであります。

高山村社会福祉協議会が運営主体となってから2か月強が経過いたしました。高山村社会福祉協議会が努力されていることは言うまでもありませんが、地域密着型として規模を縮小したこともあり、今のところ順調に黒字で推移しているようであります。しかし、まだ船出したばかりでございますので、今後の推移を注視しながら、高山村デイサービスセンターの存続に向けて、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

さて、今月1日から10日まで、冬の交通安全運動が行われております。吾妻警察署管内では、昨年1件の死亡事故が、今年は2件の死亡事故が発生してしまいました。人身事故の件数は増加傾向にあり、同時に、高齢者による事故が増加傾向にあるとの報告を受けているところでございます。原因は、漫然運転やアクセルとブレーキの踏み間違えなどの操作ミスによるものが多いとのことあります。

交通事故は、起こされた方も起こした方も、また家族までもが大きなダメージを受けます。



年末年始を控えた慌ただしい季節を迎えることになりましたが、安全運転に心がけ、交通事故を起こさないように十分留意をしていただければと思っております。

最後に、本定例会への提出議案等でございますが、承認が1件、議案が14件となります。ご審議いただきますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山口英司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、後藤肇議員及び9番、平形富二夫議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（山口英司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの7日間としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は本日から12月10日までの7日間と決定しました。

---

## ◎委員会報告

○議長（山口英司君） 日程第3、委員会報告を議題とします。

最初に、農林建設常任委員会の報告を求めます。

7番、佐藤議員。

〔農林建設常任委員長 佐藤晴夫君登壇〕

○農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） 農林建設常任委員会行政視察報告。

令和6年高山村議会第4回定例会。

令和6年12月4日報告。

農林建設常任委員会委員長、佐藤晴夫。

農林建設常任委員会では、去る10月30日、31日に、山梨県北都留郡丹波山村の視察を行いました。報告させていただきます。

丹波山村は、山梨県の東北部に位置し、東は東京都奥多摩町、南は小菅村、西は甲州市、北は埼玉県秩父市に接し、面積は101.30平方キロメートルの山村で、多摩川の源流地で奥多摩湖に注いでいます。

村の人口は500人の関東で一番小さな村で、周囲は険しい山に囲まれ、村全体の97%が山林、そのうち70%は東京都の水源涵養林となっている。

視察の目的を、農林業、観光、地域おこし協力隊、ふるさと納税、新庁舎建設を目的に行いました。

農林業施策については、村で唯一の農事法人丹波山倶楽部では、基幹産業の原木マイタケの生産販売、乾燥マイタケ、マイタケのだしなどの加工品も作っている。ふるさと納税の返礼品でも人気がある。

鳥獣被害対策として、公設の加工処理場があり、指定管理者制度で運営し、ジビエの鹿は精肉、カレー、コロッケ、チョリソー、ハンバーガー等に加工して道の駅の直売所で販売、食堂でも提供をしている。

観光施策関係については、観光施設としては、丹波山温泉（のめこい湯）、ローラー滑り台、釣堀等があり、コロナ禍以降、入り込み客が激減し苦戦しているが、公費を投入しながら継続している。

30年前に建設した山村交流センターについては、時代に合わせ、家族連れ対象施設からワーケーション施設への転換を図り、民間活力による稼働率の向上を図りつつあります。

地域おこし協力隊につきましては、現在13人の協力隊員が活動しているが、村への定着率

が5割と全国平均の7割を下回る状況であるが、資源や産業の少ない中においても、募集段階から卒業後のフォローまで、SNSの活用や丹波山地域おこし協力隊サポーターズの設定、さらには地域おこし協力隊通信の発行など様々な工夫をして、協力隊の活動が円滑に進むように仕組みづくりをしており、村の活性化に大きく貢献している。

ふるさと納税関係ですが、同村の寄附額がここ数年で急激に増加したのは、県の共通返礼品の取扱いや業務の外部委託化、さらにポータルサイトの利用などの工夫により、納税額を伸ばしてきた。令和5年度は1億6,000万円となったそうです。高山村におけるその在り方のヒントが得られました。

新庁舎建設事業、平成30年3月に新庁舎建設基本構想を策定し、令和5年1月に完成、敷地面積3,429.33平米、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造木造、総事業費10億1,094万円、規模・建築費ともにコンパクトになっており、人口500人の村にふさわしい印象を受けた。

建設に当たっては、外部の力を最大限に活用し、コスト面・デザイン面など、非常にバランスの取れたものづくりをしている印象を受けました。

以上をもちまして、農林建設常任委員会の視察研修の報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 次に、議会広報編集特別委員会の報告を求めます。

松井議員。

〔議会広報編集特別委員長 松井陽威君登壇〕

○議会広報編集特別委員長（松井陽威君） 議会広報クリニック参加報告書。

私たち議会広報特別編集委員は、去る11月21日、22日、群馬県市町村会館で開催された広報研修会・広報クリニックに参加しました。

広報クリニックは、住民に手に取ってもらえる、読んでもらえる議会広報誌を目指し、専門家である議会広報サポーターにそれぞれの議会広報誌について評価いただき、改善点の参考とするというシステムです。今回は、榛東村、高山村、東吾妻町、千代田町の4町村が受けました。

本誌のTsunaGu92号に関しては、まず、同クリニックを初めて受けることに對し、評価をいただきました。そして、表紙から最終ページに至るまで、詳細に評価いただきました。

例えば、議会活動内容は報告だけではなく、コメントや議会の感想などを盛り込み、また地域住民視点に立ち、住民の望む情報を分かりやすく掲載していく。記事に関しては、文章量も多いため、読者に読みやすく理解してもらうために、議案ごとに内容と審議・質疑、住

民の評価などをセットにしたピックアップ方式が望ましい。また、住民登場や広聴企画なども盛り込んでみてはどうかとアドバイスがありました。

全体的には、めり張りをつけ読みやすい誌面へ、見出しやレイアウトの基本に習熟することなどを指導いただきました。

私たちの議会広報誌は、まだまだ発展途上であることは明らかであり、今後もよりよい誌面づくりに励む所存です。

以上、議会広報編集特別委員会の報告といたします。

○議長（山口英司君） 以上で委員会報告を終わります。

---

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村一般会計補正予算（第4号））についてご説明を申し上げます。

本補正は、令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙に係るものであり、9日の衆議院解散から選挙執行日までの期間が短期間であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和6年10月9日に専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決補正は、村内9投票所における投票事務及び開票事務並びにその準備に係る費用として、既定の予算に703万円を追加し、予算総額を33億7,835万6,000円としたものでございます。

以上、ご承認くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度高山村一般会計補正予算（第4号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第5、議案第54号 高山村職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第54号 高山村職員定数条例の一部改正について説明を申し上げます。

現在の職員定数は、全体で75名と規定されておりますが、これを3名増の78人としていたものでございます。

増員の理由でございますが、1つ目は、職員採用の平準化を図りたいというものでございます。

来年度の職員採用については、一般職3名、専門職3名の計6名を予定しているところでございます。専門職は退職職員の補充をするもので、一般職員については退職職員の補充と併せ、恒常的な一般事務に従事している会計年度職員を解消するための採用であります。

これにより、現在の定数で今後10年間の採用人数を見据えたときに、退職者との兼ね合いから、採用できなくなる年が生じてしまうということになりましたので、経験年数や年齢構成の平準を図ることは必須な措置であると考えております。

2つ目は、今後見込まれる職員派遣への対応でございますが、令和9年度より輪番制により、吾妻環境施設組合へ職員1名を派遣することとなっております。また、ここ数年実施で

きておりませんでした。職員の資質向上のためにも、群馬県等へ職員を派遣し、広い視点からの研修を積んでいただきたいとも考えております。

なお、今回、職員定数の追加をお願いするわけでございますが、実際の採用については、定員管理計画に基づき、必要最小限にとどめてまいりたいと思っております。

議員各位のご理解をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第55号～議案第59号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第6、議案第55号 職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第10、議案第59号 高山村特別職の給与等に関する条例の一部改正についてまでの5議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第55号から議案第59号までの5議案について、一括して説明申し上げます。

人事院は本年8月8日に、国家公務員の給与について勧告を行いました。民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなりました。群馬県人事委員会において、10月9日に、県議会・県知事に対して同様の勧告がされているところであり、本村においても、この勧告のとおり実施したいというものでございます。

勧告の概要であります。月例給の引上げ率は平均改定率で2.7%と、民間における大幅な賃上げを反映した改定率となっております。特別給では、支給月数を0.1か月分引き上げるというものでございます。

また、寒冷地手当についても、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引き上げることとされております。

また、職員給与が高水準で引き上げられるに伴い、一般職と特別職との給料額の均衡

保持の観点から、議会議員の報酬額及び特別職の給料について、特別職報酬等審議会に諮問し、11月15日に諮問に対する答申を受けました。

答申では、職務内容、また責任の度合いから、令和7年度から大きく増額が見込まれる一般職との均衡を保持する必要性からも、増額改定が適当であるとの結論に達しましたとされ、引上げ率は職員との均衡を重視し、行政職給料表の最高号給の改定率1.27%の引上げを基準に1,000円単位とし、令和7年4月から実施するのが適当であるとのことであります。

この答申どおり、議会議員報酬額及び特別職の給料改定をたく、条例の一部改正を提出させていただきます。

各議案の内容については、総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山口英司君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第55号から議案第59号について、議案ごとに補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第55号 職員の給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

18ページをご覧くださいと思います。

第18条第2項の改正では、一般職の期末手当の支給率を年間で0.05月分引き上げ、第3項の改正では、定年前再任用職員の期末手当の支給率を年間で0.025月分引き上げるものとなります。

第19条は、勤勉手当の支給率を改正するもので、期末手当同様、一般職の年間の支給率を年間で0.05月分、定年前再任用職員の支給率を年間で0.025月分引き上げる改正となります。

また、第18条、第19条の改正とも、4月1日に遡らず、12月1日からの施行を予定しております。よって、既に6月分は支給済みとなっておりますので、12月支給分において年間の支給率分を改めるものとなります。

なお、新年度からの率については、改めて改正を予定しておりますので、ご承知おきをいただければと思います。

別表第1、行政職給料表の改正では、村長の説明にもありましたように、平均改定率で2.7%と、32年ぶりとなる高水準のベースアップとなります。

1級の平均改定率は10.9%、2級は7.1%、3級2.5%、4級以上は1.1%から1.2%と、若年層の給料月額に重点を置いた改正となっております。

なお、本改定は、本年4月に遡って適用するものとなっております。

続いて、議案第56号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

25ページをご覧くださいと思います。

本改正は、会計年度任用職員の期末手当の支給率を年間で0.05月分引き上げるものとなります。本改正も、4月1日に遡らず、12月1日からの施行を予定しております。

一般職同様、12月支給分において、年間の支給率分を改めるものとなっております。

なお、来年度からの率につきましては、改めて改正を予定しております。

続いて、議案第57号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

27ページをご覧くださいと思います。

本改正は、寒冷地手当の額を勧告のとおり、扶養親族のある世帯主である職員は2,000円、扶養親族のない世帯主の職員は1,200円、そのほかの職員につきましては840円と、それぞれ支給額を引き上げるものとなります。

続いて、議案第58号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

29ページをご覧くださいと思います。

本改正は2条立てとしておりまして、第1条の改正は、本年12月1日施行、第2条の改正は、来年4月からの施行としたいものでございます。

第1条によります第5条第2項の改正は、期末手当の支給率を年間で0.1月分引き上げるものとなります。既に6月分は支給済みとなっておりますので、12月支給分において0.1月分を支給するものでございます。

第2条の改正では、議員報酬と期末手当の支給率を改めるものとなります。

まず、第2条による第1条の改正は、議員報酬の改定となります。村長説明のとおり、特別職報酬等審議会からの答申どおり改正したいというものでございます。正副議長報酬は3,000円、常任委員長・議員報酬は2,000円を、それぞれ増額したいというものでございます。

第2条による第5条第2項の改正は、来年度からの期末手当の支給率、年間0.1月分を6月及び12月に平準化する改正となっております。

続いて、議案第59号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について説明



をさせていただきます。

31ページをご覧いただきたいと思います。

第1条による第5条第2項の改正と第2条による第5条第2項の改正は、議案第58号と同様の改正内容となっております。

第2条による第3条第1号から第3号までの改正ですが、こちらについても、特別職報酬等審議会からの答申どおり改正したいというものでございます。第1号は、村長の給料で8,000円を、第2号は、副村長の給料で7,000円を、第3号は、教育長の給料で6,000円を、それぞれ増額とするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第55号から議案第59号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第60号～議案第67号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第11、議案第60号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第5号）から日程第18、議案第67号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第60号から議案第67号までの8議案について、一括して説明申し上げます。

最初に、議案第60号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1億5,638万4,000円を追加し、予算総額を35億3,474万円とするものでございます。

本補正は、令和5年度決算確定に伴う各会計間の繰入れ・繰り出し及び勧告に伴う人件費の補正を含むため、大幅な増額補正となっております。

主な歳出について説明申し上げます。

まず最初に、2款1項9目サテライトオフィス管理事業においては、利用が進んでいないサテライトオフィスの活用促進を図るため、群馬県が運営するNETSUGENと連携を図るため、会費として7万5,000円を計上しております。

次に、6款1項3目産地生産基盤パワーアップ事業においては、会計検査の結果を受け、1,012万1,000円の返還金を計上しております。

次に、6款2項2目治山林道管理事業では、林道桑の木立線の令和元年度に発生した台風19号で被害を受けた場所の周辺の災害予防工事負担金として、500万円を計上いたしました。群馬県において予算が確保され、実施される運びとなりました。約4,000万円の工事費が見込まれており、そのうち約1割が村負担となりますが、工事費が確定していないため、余裕を持った予算計上とさせていただきます。

次に、7款1項12目観光施設管理事業では、みどりの村キャンプ場の立木伐採費用700万円を計上いたしました。施設内に枯れたナラの木が目立つようになり、利用者の安全を損なうおそれが生じてきたため、事故が発生する前に伐採したいというものでございます。

続いて、議案第61号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に213万9,000円を追加し、予算総額を5億922万9,000円とするものでございます。

療養費の増加に伴う保険給付費の増額、令和5年度決算確定による計数整理となります。

続いて、議案第62号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に118万5,000円を追加し、予算総額を6,591万4,000円とするものでございます。

令和5年度決算の確定により、広域連合への納付金と一般会計への繰出金を計上するものでございます。

続いて、議案第63号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に2,814万5,000円を追加し、予算総額を5億4,036万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、主に令和5年度の事業費確定による各機関への精算返還金及び令和5年度

決算の確定により、一般会計へ繰出金を計上するものでございます。

続いて、議案第64号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に72万6,000円を追加し、予算総額を5,353万6,000円とするものでございます。

五領地区団地造成事業費において、用地取得費に不足が生じたため、増額補正及び令和5年度決算確定による計数整理となります。

続いて、議案第65号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に79万7,000円を追加し、予算総額を4,206万5,000円とするものでございます。

施設管理費において、電気料に不足が見込まれたため、増額補正及び令和5年度決算確定による計数整理となります。

続いて、議案第66号 令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入における簡易水道事業収益を102万6,000円増額して、補正後の予算額を8,967万5,000円とし、また、収益的支出における簡易水道事業費用を72万3,000円減額し、補正後の予算額を9,584万3,000円とするものでございます。

収入では消費税還付金の増額を、支出では水道施設修繕料と職員給与費の増額、また消費税納付金の減額を行うものであります。

続いて、議案第67号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入における下水道事業収益を7万3,000円増額し、補正後の予算額を1億1,292万1,000円とし、また、収益的支出における下水道事業費を131万7,000円増額して、補正後の予算額を1億5,183万1,000円としたいものでございます。

収入では消費税還付金の増額、支出では浄化槽保守点検料と職員給与費の増額を行うものであります。

以上、各会計の補正予算について、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、審議いただく中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。  
暫時休憩します。  
午後1時30分より再開します。

休憩 午前10時40分

再開 午後 1時30分

○議長（山口英司君） 再開します。

---

◎一般質問

○議長（山口英司君） 日程第19、一般質問を行います。通告に従って質問をお願いします。

---

◇ 飯塚武久君

○議長（山口英司君） 最初に、5番、飯塚武久議員の発言を許可します。  
飯塚議員。

〔5番 飯塚武久君登壇〕

○5番（飯塚武久君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、ふるさと納税制度の活用状況と今後の方向性についてと題して、質問をさせていただきます。

ふるさと納税制度は平成20年に始まりましたが、地方、特に中山間地域の自治体の財源確保という意味において、極めて有効であると思います。また、高山村で育った人や高山村を応援してくれる人が寄附を通して高山に貢献できる制度であり、積極的に推進すべきと考えます。

しかし、本村においては、現在、その活用が低迷しているとお聞きしております。

先日、山梨県丹波山村に研修先として行ってまいりましたが、その活用状況を伺ったところ、県の共通返礼品の活用や業務の外部化により、ここ数年で爆発的な伸びを示し、現在では、人口500人の村で寄附額が年間1億5,000万円を超えているとお聞きしました。

また、丹波山村においては、高山同様、コロナ禍以降、観光施設も赤字続きで、公費の充当を余儀なくされているとお聞きしましたが、そうした中において、ふるさと納税制度による財源の確保は大変重要なものになっているようであります。

そこで、2点ばかり質問をさせていただきます。

1点目としまして、これまでの寄附額の推移について、2点目として、今後の方向性と目標値の設定について、以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 飯塚武久議員の一般質問についてお答えいたします。

ふるさと納税は、地方創生を根幹に置いた制度となり、生まれ育ったふるさと等に寄附することで、そのふるさとを応援することができる仕組みとして、平成20年度に制度が創設されました。

本村のふるさと納税のポータルサイト及びアプリの現状ですが、平成28年度より、ふるさとチョイス、令和4年度より楽天、最近では、まちのわを導入しており、ふるなびについては、12月中の導入に向けて進めております。

1点目の質問のこれまでの寄附額の推移についてですが、平成20年度から平成25年度までは年数件でしたが、平成26年度は件数が16件、寄附額は71万8,000円でした。平成28年度では57件、寄附額は287万1,000円となり、件数が50件を超えてまいりました。大きく伸びたのは、令和2年度において返礼品の見直し等を行い、件数が229件で寄附額も821万1,000円となり、件数が100件を超えてきました。令和5年度においては、件数が714件となり、寄附額は1,014万5,000円、寄附額が1,000万円を超えてきております。

次に、2点目の質問ですが、今後の方向性と目標値の設定についてですが、県内でもふるさと納税に積極的に取り組み、年間の寄附額を億単位に伸ばしている市町村もあります。

本村も、返礼品を見直し、魅力ある新たな返礼品開発を進めることが最も重要な課題となり、共通の返礼品についても検討していく中で、群馬県の共通返礼品については指定がなく、群馬県との共通返礼品の協定については難しくなります。各市町村との共通返礼品について

は、独自の返礼品等の開発もしており、共通の返礼品として協定を締結することができるかどうか検討しなければなりません。

また、本村のふるさと納税件数についても、令和5年において700件を超えており、事務自体に限界があり、自治体での事務を委託することによって、官民連携での民間のノウハウを最大限活用したふるさと納税の再編を検討していきたいと思っております。

その中で、本村のふるさと納税に対して、参入できる事業者についても検討しなければなりません。課題もありますが、順次進めていければと思っております。

以上、飯塚武久議員の一般質問のお答えとさせていただきます。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ご答弁ありがとうございました。

今、お聞きすると、いろいろと努力をされているということでございます。

しかしながら、先ほどの例を出しますと、丹波山村においては500人の人口で、うちの約15倍のお金を稼いでいるという、そういう実態でございます。ぜひいい方向を見つけて、寄附額の増額に寄与していただきたいと思えます。

先ほどお話をさせていただいたとおり、この制度は、中山間地域の自治体における財源の確保策としては極めて有効なものであります。頑張れば頑張るほど、自前の財源を稼げるという制度でございます。

9月議会においても、観光施設の補正予算が計上されましたが、本村の観光施設の管理運営は危機的な状況にありまして、健全な管理運営のためには、こうした新たな財源も必要になってくると思えます。そうしたことから、ぜひ、この制度の積極的な推進をお願いしたいと思えます。

具体的には、先ほどもお話があったんですけども、共通返礼品ですか、ここを何とか工夫するという、それからもう一つ、やはり業務の外部化ですか、この辺をしっかりとやっていただきたいと。

できれば、来年度から関連業務の外部委託化を図るなど、制度を有効に活用できる体制をまず確保していただきたい。できればまた、寄附額の目標値ですか、これを定めて、人事、急にというわけにはいかないと思うんですけども、丹波山村は500人の村で1億5,000万円稼いでいるんですね。ですから、その率からすれば、高山村だって5億、6億というのはできると思うんですね。

ぜひそんな形で、はっきり言って役場の中で仕事をしているだけでは、今職員忙しいです

から、限界があるんですね。ですから、ぜひ予算を取って外部委託をしていただいて、財源の確保をしていただきたいというふうに思います。

また、しっかりした体制を整えて、地元産品の活用、こういったこともしっかり考えていただきたいと思います。

地域産業の振興にも寄与する制度でございます。ぜひ、全員体制で頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

---

◇ 後 藤 肇 君

○議長（山口英司君） 次に、8番、後藤肇議員の発言を許可します。

8番、後藤議員。

〔8番 後藤 肇君登壇〕

○8番（後藤 肇君） 議長の許可を得ましたので、本日は不登校についてお尋ねをさせていただきますかなと思います。

最近のニュースの中で、県内の公立小学校・中学校において、30日以上欠席した不登校の児童・生徒数は、前年度比318人増の4,700人、現行の調査方法になった2001年以降、最多を更新とありました。

この辺で、高山村の現状の説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 後藤肇議員の不登校についてのご質問にお答えします。

文部科学省は、不登校により年間30日以上欠席した児童・生徒の人数を把握しています。この基準による昨年度の本村の不登校人数は、小学校はゼロ人、中学校が6人でした。本年度の現状ですが、12月1日現在で不登校と認識されている人数は、小学校がゼロ人、中学校が5人です。

不登校対策ですが、学校では不登校生徒に対し、担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる本人や保護者への面談、場合により家庭訪問を行っています。

不登校の生徒にも学習保障をする必要があるので、課題を出したりすることもあります。過去には、希望すればオンライン学習も行ったことがあります。

また、学校に行くことに抵抗のある生徒には、いぶき会館に設置している教育支援センターつぼみで学習を保障しています。

不登校にはいろいろな要素があり、改善が難しい場合もありますが、今後も生徒とのコミュニケーション、専門家の支援、保護者のサポートなどを根気よく行い、生徒の成長を支援していきたいと思います。

以上で、後藤肇議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 教育長の答弁、ありがとうございました。

まず、今の答弁を聞かせていただきまして、まずは人数が減っていることに対しては、すごく感激ということで、いいんではないか、皆さんの努力によって数字が減るということに関しては、一番いいことかなと感じるところであります。

小学校についてはゼロ、中学校で6人から5人に減ったということで、高山の生徒数でいくと、これはゼロがいいとは思うんですけども、なかなかそういう具合にはいかないかなという感じは受けます。

そういうニュースの中で、不登校の原因は様々な要因が言われておると。やはり教育長の今、答弁の中にもございましたように、家庭環境とか子供の意見を聞いて開く、学校以外で勉強施設を設けていくというふうな、やはりお話もありましたが、それを地域とか学校、家庭、3者そろった中で、これから推し進めていければ、5人が3人になり、4人になりゼロになるという形になろうかと思しますので、これ以上の、先生今、多忙で、負担をかけているところがあるかと思うんですけども、一層の努力をしていただきながら、1人でも不登校の生徒をマイナスしていくということに努めていただければいいんじゃないかと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

---

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（山口英司君） 次に、6番、後藤明宏議員の発言を許可します。



6番、後藤議員。

〔6番 後藤明宏君登壇〕

○6番（後藤明宏君） 議長より質問の許可をいただきましたので、元わらび荘テニスコート跡地の有効活用についてお伺いいたします。

国民宿舎わらび荘の解体撤去後、テニスコート跡地も雑草に覆われ、雑木が生えつつあります。テニスコート跡地周辺の面積は約70アール、2,000坪以上あり、土地の整備を行い、地域おこし協力隊、農業研修トライアル農園として活用、また、元テニスコート管理棟と施設管理機械倉庫も使用可能です。サテライトオフィス2階宿舍設備と連携して有効活用するため、協力隊3年の活動期間のカリキュラムに実践的に活用できる場として活用、また、貸農園や試験圃場としても活用できるはずです。

サテライトオフィス周辺の施設と土地の有効活用についてお伺いいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤明宏議員からのご質問にお答えいたします。

国民宿舎わらび荘、テニスコート、自然休養村管理センターは、施設を全て取り壊し、現在は更地となっております。市町村が農地を保有することは、農地法の規定により、原則できないこととされておりますが、公用または公共用に供すると認められるときは、その例外として、農業委員会の許可を得ることが可能となっております。具体的には、学校の実習農場や試験圃場、街路樹の樹苗圃などがこれに当たります。

また、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により、営利を目的としない農作物の栽培の用に供する場合にも求められることとなっておりますので、議員のご質問にございました試験圃場や営利を目的としない貸農園としての活用は可能であると思われま

す。一方、自然休養村管理センターの跡地については、解体時に社会資本整備総合交付金を活用しているため、10年間の防災空地として、災害発生時の避難場所、平常時は広場などと、その活用が限られております。隣接するサテライトオフィスの駐車場や広場などのコミュニティスペースとして利用することは可能であると思われま

すが、費用対効果を考えたときには、その必要性については検討しなければなりません。また、試験圃場としての活用については、農薬の散布量などの研究などを行う実証用の圃場に利用することも考えられますが、当該地は標高700メートルにあり、村で耕作されている多くの農地と環境が異なることから、そこでの検証が村内の耕作地に生かせるのか不安な

面があります。

貸農園については、標高の問題はあろうかと思いますが、環境に適した作物を選択すれば問題はないと思われます。しかし、当該地は長い間、公共用建造物が置かれていた場所ですので、深い所までの土壌改良、あるいは表土の入替えをしないと、耕作地として使用することは難しいのではないかと考えられます。

議員ご指摘のとおり、地域おこし協力隊が実践的に活用できる場所として、また、サテライトオフィスと連携した取組ができればとよいと考えております。今後の課題とさせていただきます。

以上、後藤明宏議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） ご答弁ありがとうございました。

元テニスコート側の土地面積は70アール、わらび荘の跡地でも30アール以上、約900坪あり、合計で約1ヘクタールの農地を活用して試験圃場、または、現在新規作物として導入しているヘーゼルナッツ、アーモンド、ワイン用のブドウなど、試験栽培または農業体験の場として活用できたらと考えます。

このまま放置しておきますと、荒地になってしまいます。ですから、何かの策を考えて有効活用できればと考えますので、またいろいろご検討、よろしく願いいたします。

---

#### ◇ 松 井 陽 威 君

○議長（山口英司君） 次に、4番、松井陽威議員の発言を許可します。

4番、松井議員。

〔4番 松井陽威君登壇〕

○4番（松井陽威君） 議長から発言の許可をいただきましたので、本村の林業について質問します。

1点目、現状と取組について、2点目、放射能の影響について、3点目、外国人による山林取得について、以上3点について伺います。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 松井議員からのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問ですが、森林整備の現状と取組について。

高山村の森林の現状は、森林の面積4,814ヘクタールで、村の総面積6,418ヘクタールの75%を占めております。このうち、民有林の面積は4,676ヘクタールで、人工林の面積3,077ヘクタールと、戦後の造林施策により66%と高い人工林率となっており、今後の保育・間伐を適正に実施していくことが重要だと思われま。

取組については、森林の有する多面的な機能を総合的に高度に発揮させるため、重視すべき地域の森林が有する機能を明らかにし、その機能に応じた望ましい森林を維持・造成するための適切な森林施業を推進する必要があるかと思ひます。

次に、2つ目の放射能の影響について、東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射性物質の影響により、村内では、原木栽培による干しシイタケについては、まだ出荷自粛となっております。

ただし、生産者ごとに、放射能検査により基準値以下であれば、出荷を解除しているようでございます。高山村内においては、今のところいないそうで、野生キノコ類については、出荷制限となっております。

また、畜産関係で申し上げますと、平成23年度に農林水産省から出た通達では、東北及び関東農政局管内の綿羊、ヤギ及び鹿については、課長連名通達及び原子力発電所事故を踏まえ、食用に供される綿羊、ヤギ及び鹿の飼育管理状況に関する聞き取り調査について（追加依頼）、平成23年8月22日付、食肉鶏卵課長・畜産振興課長連名通知に基づき、引き続き適切な飼養管理及び出荷または移動の自粛を行うよう指導を徹底する。ただし、当該家畜や畜産物について、屠畜場等において放射性セシウムに関する検査を行う場合には、この限りではありませんと通達文がいきており、牧場等で綿羊、ヤギ及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの農畜産物への移行性が高いことから、当該家畜のうち食用に供する可能性のあるものについて、原子力発電所事故前に収集され適切に保管された粗飼料、放射性物質を含むおそれのない飼料を使用してくださいということになっており、綿羊等は原則放牧は自粛、牛等については放射性セシウムの畜産物への移行性が低いことから、毎年牧場の放牧地の生草を県吾妻農業事務所のほうで採取し、放射性物質検査を実施し、暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出されないか、モニタリング調査を実施しております。

次に、3つ目の外国人による山林の取得についてですが、近年、外国人による不動産・山林等の購入が増加していることを受け、国では規制強化に向けた動きがあります。森林の土

地を取得したときには届出が必要なため、山林所有者は外国人に限らず、村内の山林を取得した場合には届出が必要になります。

したがって、登記及び相続による山林取得申請の提出により所有者が分かりますが、今のところ、外国人による山林の取得についての届出はされておられません。

引き続き、届出による外国人の取得が分かれば、役場内で情報共有をしていきたいと思っております。

以上、松井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 4番、松井議員。

○4番（松井陽威君） ありがとうございます。

1点目ですが、ただいまの答弁中、望ましい森林を維持・造成するための適切な林業施策を推進する必要があるとのことですが、担い手である林業従事者の減少・高齢化が懸念されます。後継者育成のためには、例えば週末林業制度の導入、また、裾野を広げるという観点から、木育活動の継続やチェーンソー講習の開催等を提案します。

最近では、国産木材の需要も増加傾向にあるという話も聞きますし、木質バイオマス関連の需要もますます見込まれると思いますので、工夫次第では林業の未来は明るいのではないのでしょうか。

2点目について、放射能については、いまだ林業や畜産関係にも影響が残っているとのこと、その特性から、この先も長いスパンで関わっていかなくてはならない問題と思います。

仮に、本村の農畜産物等から放射性物質が検出された場合、大きな風評被害を受けることは明白ですから、そのようなことがないように、今後とも厳重なチェックをお願いします。

3つ目です。外国人の山林取得については、最近のデータでは、全国で358件、面積は2,868ヘクタールで、これは本村の面積の約半分に相当します。中でも有名なものは、北海道内の水源地取得の件、ほかにもスキーリゾート、別荘、グランピング、オフロードバイクのコース等、様々な使用目的で取得されているようです。

また、最近、宮崎県内では、広大な山林を外国資本に取得されたが、使用目的不明なことから、地元では非常に不安視されているとの事例もあります。

こうしたことは、以前一般質問させていただいたヤード問題の中の環境破壊問題とも関連する可能性もあるので、これからもアンテナを高くした対応をお願いします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 続いてですが、まず、1つ目の質問であります林業担い手の確保につ

いて、国では林業労働力の確保の推進に関する法律が平成8年に制定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じており、県では国の基本方針に即し、林業労働力を安定的に確保するため、若年層をターゲットとして林業の魅力をもPRするとともに、職業としての林業の知識を広げることが必要だということで、県や県林業労働力確保支援センター、市町村、林業事業者が積極的に魅力を発信し、ニューノーマルな社会に対応した情報発信に努めるとともに、新規就業者・希望者が安心して就業できる環境を整えるよう努力してまいりたいと思います。

次に、放射能の関係につきましては、議員のおっしゃるとおり、いまだ林業や畜産関係に影響が残っており、今後、県等と連携し、厳重なチェック体制でまいりたいと思います。

最後に、外国人の山林取得についてであります。関係部署と連携して対応していきたいと思っております。

以上、松井議員の質問にお答えいたします。

○議長（山口英司君） 4番、松井議員。

○4番（松井陽威君） ありがとうございます。

かつて高山村は、山の木があるから合併しなくても食っていけるんだという言葉をよく耳にしました。本村は他の自治体と比較して、民有林の割合が突出しています。ですから、この恵まれた資源を今以上に活用すべきと考えます。

以上です。

---

#### ◇ 平 形 富二夫 君

○議長（山口英司君） 次に、9番、平形富二夫議員の発言を許可します。

9番、平形議員。

〔9番 平形富二夫君登壇〕

○9番（平形富二夫君） 議長より許可をいただきましたので、上毛森林ゴルフ場跡地でのブドウ栽培について、村長に質問をいたします。

村長は、群馬県の未来構想フォーラム、また、群馬テレビ「35市町村長に聞く」の中で、上毛森林ゴルフ場跡地でブドウ栽培・ブドウ園の話をしていましたけれども、特にテレビ・

公共放送では、村民、村外の群馬県民が多く聞いておりました。村民の皆様からは、議員に対して、ブドウ栽培の話聞かせてほしいと問われても、今の段階では説明のしようがありません。気の早い人は、ブドウ栽培はいつ完成するかと聞いてくる人もおります。

村長が上毛森林ゴルフ場跡地にブドウを植えると話をすれば、土地は村のものになっているかとみんなが思います。

そこで、村長にお尋ねをいたします。

上毛森林ゴルフ場の跡地を村がいつ所有権を取得したのか。また、土地を寄附されたのか、所有権についてお伺いいたします。もしどちらもないとすれば、大変なことであります。他人の所有権の侵害であり、場合によっては名誉棄損で問われます。

今回の村長の答弁は、村民はもとより群馬県民が聞いています。上毛森林ゴルフ場跡地で事業を予定している人たちも聞いていて、その対応を考えているようでございます。

村長が各位の皆様への納得のいく説明がなければ、社会問題として大きく取り上げられると思います。聞いている人たちが納得のいく答弁をすることが、村長としての責任であります。

以上で質問を終わります。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 平形富二夫議員からの質問にお答えいたします。

昭和51年に開場した上毛森林カントリー倶楽部は、その経営会社である上毛森林都市株式会社平成30年2月14日に自己破産を申請、同日をもって、ゴルフ場の経営を終了いたしました。その後、破産管財人を通じて、ノザワワールドグループの合同会社が同ゴルフ場の資産を取得、ゴルフ場の名称を上毛カントリー倶楽部と改め、株式会社ノザワワールドがその運営を引き継ぎましたが、令和2年11月29日をもって、その営業を終了いたしました。

その跡地について、太陽光発電事業を手がけているヴィーナ・エナジーグループの合同会社に引き継がれ、大規模な太陽光発電施設の建設が計画されました。地区住民は、この建設に反対するとして、192人の署名を集め、議会へ陳情いたしました。議会においても、南の玄関口となる場所の景観は何物にも代え難い、災害のリスクも拭い切れず、採択されております。

これを受け、事業者へ、村として事業に反対するということをはっきりと伝え、大規模開発に待ったをかけているところでございます。事業者とは、幾度となく協議を重ね、事業の中止を促してまいりましたが、納得していただけない状態が今もって続いている状況であり

ます。

その間、ゴルフ場の跡地は人の手が入ることなく放置され、草は伸び荒れてきております。このままでは、景観も保持できなくなるのではないかと懸念しているところであります。

何とかこれを解決できないものかと、いろいろと思案をいたしました。例えば、村が買い上げてゴルフ場として運営できないだろうか、あるいは、コロナ禍で需要が高まっていたキャンプ場として活用できないだろうか、隣接する牧場を拡張してはどうだろうかなどと考えておりましたが、いずれも現実的ではありません。

そのような中、折しも高山においてワイン栽培がしたいという方が現れ、圃場を探しているといった話がありました。さきに申し上げた案の一つとして、ブドウ畑にすれば景観は保たれるし、製造されたワインは村の特産品としても活用できるのではないかといったことが脳裏に浮かびました。その時点での私の夢として、これはお話したということでございます。

もちろん、ゴルフ場の跡地は令和36年までの地上権設定がされていて、村が独自で何とかなるという問題ではないことは重々承知しておりますので、夢のまた夢としてお話をいたしました。村が所有していない土地の話ですので、関係各位の誤解を招くような発言ではあったならば、おわびを申し上げたいと思います。

しかし、この問題も、いずれ解決しなくてはなりません。長期間にわたることは間違いありませんが、そういったことも念頭に置きながら、解決に向けて努力してまいりたいと思います。

以上、平形富二夫議員の質問にお答えいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 村長、答弁ありがとうございました。

今、村長は、夢の夢を語ったと説明しましたが、村のものや自分のものであれば夢を語っていいと思いますが、他人の土地で夢を語るのは心外と思いますが、村長はなぜ区別の判断ができなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） これは夢の夢ですから、人の土地でも夢を見てはいけないということはありません。また、もしもそういう立場に村がいたならば、ブドウ栽培も、あるいはほかの開発でも、農地でも開拓してできるわけですけれども、夢の夢ですから、別に全然関係ないですよ。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 村長、おかしな話じゃないですか。村のトップが場所を設定して夢を語るということは、人の土地でも関係ないんですか。

これは、ノザワワールドさんと村長が話をしている、決まらなくてもその方向性が見えてきているなら、夢の夢を語っても、人の土地でも何でも関係ないじゃなくて、人の持ち物のところで自分の夢を語るということは、これは大変な間違いですよ。もう一度答弁をお願いします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 先ほど申し上げましたように夢の夢ですから、これは、夢を見てはいけないという法律も何もございません。

○議長（山口英司君） 3回を終了して四度目となります。ただし、簡潔にお願いいたします。

○9番（平形富二夫君） 村長、それは考えが間違っていると思いますよ。やっぱり場所を設定しておいて、自分の夢を語るということはあり得ないことですよ。許可を得て夢を語るならいいけれども、それはおかしい話だと思いますよ。他人の土地で夢を語っちゃいけないことだと思います。

終わります。

○議長（山口英司君） 村長、よろしいですか。終わりで。

村長。

○村長（後藤幸三君） 今までノザワワールドとも、幾度となく話合いをしてみましたが、その中でもノザワワールド側に、夢の夢みたいな話ですけどもと話はしてあります。

○議長（山口英司君） この件については、以上で終わりにしたいと思います。

---

#### ◇ 渡 邊 裕 治 君

○議長（山口英司君） 次に、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

1番、渡邊議員。

〔1番 渡邊裕治君登壇〕

○1番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。



ます。

投資詐欺や悪徳商法などといった昔ながらの詐欺のほかに、SNSや偽メール・偽サイトを經由したフィッシング詐欺などの手口も多様化し、低年齢の被害者も増えてきております。クレジットカード以外にも電子マネーなどの新たな決済手段のほか、暗号資産、仮想通貨等といったデジタル通貨も普及し始め、実際には現金を扱わないままお金のやり取りができてしまうことから、今後の金融リテラシーの必要性はより高まってきております。

しかしながら、都市部に比べると、金融経済教育に触れる機会は少ないと感じております。高山村は英語教育やICT教育に力を入れておりますが、グローバル人材の育成において、今後、金融経済教育についても考えていく必要があると思います。

そこで、1つ目は、金融経済教育の重要性について、本村の認識をお伺いします。

2つ目は、本村児童・生徒への金融リテラシー教育について、今後必要と思われる施策、どのような点を挙げ、どのようにしていくのか、この2点について、執行部の見解を求めます。

以上です。

○議長（山口英司君） 村長及び教育長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 渡邊裕治議員からご質問をいただきました金融経済教育の重要性についてお答えいたします。

現代社会において、金融リテラシーは、ますます重要なスキルとなっております。特に若い世代に対する教育は、将来の経済的な自立と安定に直結するものであり、私たちの地域社会全体の発展にも寄与するものであります。

現在、本村の小・中学校では、金融教育は一部の教科や特別活動を通じて行われております。しかし、電子決済など社会の変化は激しく、その対応には金融教育を一層充実させる必要があると考えており、生徒たちが実際の生活で役立つ知識やスキルを身につけるためには、より体系的かつ実践的な教育が必要であります。

具体的な取組は、次の3つと考えております。1つ目、カリキュラムの充実、2つ目、地域との連携、3つ目、保護者との協力、この3つの具体的な内容については、後ほど教育長より説明いたします。

金融経済教育は、単に知識を教えるだけではなく、生徒たちが将来自立して生活するための基盤を築くものであります。村民が一丸となって、この重要な教育を推進していくことが、

地域全体の発展につながると確信しております。

議員各位におかれましては、これらの取組に対するご理解とご協力をお願い申し上げて、答弁いたします。

○議長（山口英司君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） それでは、引き続き、私のほうからお答えします。

先ほど村長の答弁にありました金融教育の3つの具体的な内容について説明します。

1つ目のカリキュラムの充実ですが、文部科学省は平成29年告示の学習指導要領で、小学校、中学校、高等学校で金融教育を義務づけました。これにより、社会や家庭科などの既存の科目の授業の内容に金融に関する内容が追加され、小・中・高等学校と各年齢の実態に合った体系的な金融教育が実施されています。

例えば、中学校の家庭科を例に挙げますと、教科書の私たちの消費生活単元で、インターネット通信販売、消費生活と契約、キャッシュレス化、支払い方法の種類、クレジットカードなどについて学習しています。さらに、悪質商法、消費者トラブルの未然防止、相談機関などについても学習しています。

2つ目の地域との連携ですが、地元の金融機関や専門家を招いて特別授業を実施します。これにより、生徒たちは実際の金融の世界について学び、実践的なスキルを身につけることができます。

実施例としましては、小学校6年生の社会で、役場税務会計課の職員を講師に租税教室を毎年行ったりしています。今後も地域との連携を実施し、実質的なスキルが身につくようにしたいと考えています。

3つ目の保護者との協力ですが、家庭での金融教育も重要です。保護者向けの情報提供や家庭教育学級などを通じて、家庭での教育をサポートします。

家庭は学習したことの実践の場です。家庭の教育力を発揮していただき、金融リテラシーとスキルを身につけてほしいと思っています。

以上、渡邊裕治議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、教育長、答弁ありがとうございました。

私は、ちょうど金融経済教育推進会議が出している、これ事務局が金融広報中央委員会というんですけれども、金融リテラシーマップという中に、教育長が言われたように、学習指導要領または同解説に示された教科書の内容のところはかなり反映されているということ、

ちょっと記述の中で見させていただきまして、また、ちょうど私も子育て中ですので、子供の教科書やそういったもので、どういう金融経済教育を受けているのかなというのを見させていただきました。

高校生になると、意外と金融経済教育に触れるという機会がどうも増えているようでして、先日ちょっと私、地元の放送局で、税を考える週間の行事として、県内の商業高校と商業科目を勉強している高校生たちが税金を競うクイズ番組ということで、群馬県高校対抗税金クイズ大会というのをちょっと見ました。

また、高校ですと、楽しみながら金融経済について学んでもらうためにということで、主催が金融庁やNPO金融知力普及協会と、あと各地元の地方金融機関なんかが主催や協力をしているんですけども、全国高校生金融経済クイズ選手権、通称エコノミクス甲子園というのが、もう19回目を迎えているそうなのですが、金融経済に関する学習資料の提供があるんですね。私も資料をちょっと見させてもらったんですけども、かなりすごく詳しいもので、高校生、早い段階でこういう形で機会に触れるというのは、私たちの時代から比べると、うらやましい限りだなと思っています。

小学校や中学校、先ほど答弁の中にあっただけですが、地域の中でも連携、また保護者への教育ということで、具体例を3つ挙げていただいたんですけども、やっぱり小・中学生はなかなか、こういう部分に関しては、まだもうちょっと、我々保護者もしっかり考えていかなきゃいけない部分かなというふうに思っています。

先ほど村長の答弁の中に、重要な教育として答弁いただきましたので、ぜひ、以前メディアリテラシーの関係で、吾妻教育事務所の社会教育主事の先生を中心に一、二年間集中的に、PTAの講演会だとか、保護者と一緒にそういう学ぶ機会があったので、また今後もそういう形で、例えば金融経済教育推進機構なんかで行っている小・中学校向けの出前授業だとかも、ちょっと活用していただきたいなと思うんですけども、この辺、教育長、いかがでしょうか。

○議長（山口英司君） ちょっといいですか。渡邊議員、簡潔な質問をお願いします。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 先ほど、いろいろご提言いただき、大変ありがとうございます。今後、学校等の中でできる限り、地域あるいは外部の専門機関との協力というのは非常に大切だと思いますので、活用していきたいなというふうに考えています。ありがとうございます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 最後に、村長にお伺いしたいと思います。

この前、中学生とお話をしたときに、本村でも高校進学して、卒業後に農業をやっていき  
たいというお話をちょっとお聞きしたりしたんですね。今、パイプハウスの貸付けとか、  
様々な支援の制度として、村のほうで準備をさせていただいていると思うんですけども、ぜ  
ひ農業経営に関しても、金融経済教育を通して、支援という形で、村としても考えていつて  
いただきたいんですけども、その辺、お聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 農業を心配していただき、ありがとうございます。

私の思うところは、以前、後藤明宏議員が提案してくれたパイプハウスのレンタル、これ  
について、私は1回限りの挑戦じゃなくて、何回も年を重ねていつて、ハウスが増えればい  
いなど。そこまで持っていかないと、新規で入った農業者は生活できないと。

高山村でハウスでやるのは、やや難しい面もありますけれども、工夫次第でできるという  
ふうに思っております。前橋のほうへ行きますと、一つのハウスでキュウリとナスを栽培す  
る。それが5棟も6棟もあると、自分の屋敷のところにはプールを造って経営している人がい  
ますよ。高山ではちょっと寒いから、無理かもしれませんがけれども、最近の温暖化現象で、  
高山でも蜜の入るリンゴも栽培できています、最近では蜜が入った。今年は月夜野のほうで  
は蜜が入らないそうです、リンゴに。そういう状況下になってきたので、これから高山でも、  
かなり夢を持てるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（山口英司君） 引き続き、1番、渡邊裕治議員の議席での発言を許可します。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 引き続き、議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させ  
ていただきます。

令和7年度の予算編成方針について、後藤村長が3期目に就任して3年が経過しました。  
来年度、令和7年度の予算編成が、今任期の4年目に当たります。来年度の予算については、  
3月の定例会で正式に議論いたしますが、既に12月に入り、各課も来年度の予算について準  
備が始まっていると思います。

これまでに、後藤村長は様々な政策を進めてきたわけですが、任期最終年度である令和7  
年度の予算編成方針について、村長の見解を求めます。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 渡邊裕治議員からのご質問にお答えいたします。

もう一年、やっぱりつくらなきゃいけないんですよね。来年の3月じゃなくて7年3月、これはその前の、あと2回つくっていくことですよ。

例年12月初旬に、予算編成に係る職員を集め、予算編成会議を開催しております。予算編成会議では、基本方針や重点的に取り組んでいただきたいことなどを明示し、予算編成に当たらせております。

予算編成段階においては、重点目標を達成するための事業を継続・新規ともに、各課レベルで検証・検討していただくこととしています。最終的な事業実施の可否は、予算査定を通して、村長である私が判断することとなります。

令和7年度予算において、重点的に取り組むべきこととして、4つの項目を掲げました。

1つは、資源を有効活用できる地域産業の成長に関すること、村の様々な資源を活用し、産業振興を図りたいと思っております。

2つ目は、村の中心地づくりの確実な推進に関すること、将来的な村民の利便性の向上を図るため、道の駅中山盆地に村の機能を集約し、村の中心地として整備をしてみたいと考えております。

3つ目は、庁舎等の整備に関すること、先日の全員協議会でもご説明させていただきましたが、ふれあいプラザと併せて、議員各位からいただいたご意見を踏まえつつ、進めてまいりたいと考えております。

4つ目は、脱炭素化事業に関すること、まずは公共施設の約半分の排出量を占めているふれあいプラザの脱炭素化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、具体的な事業については、予算編成会議の後、各課レベルで検討していただくこととなりますが、大枠のところでは、申し上げたとおり進めてまいりたいと考えております。

当然のことながら、引き続き歳入の確保と歳出の抑制を図り、最少の経費で最大の効果を挙げられることを意識した予算編成に心がけるとともに、地域デジタル社会の波に取り残されることのないよう、地域デジタル社会推進基金を活用し、地域DX（デジタル・トランスフォーメーション）などの事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、渡邊裕治議員の質問にお答えいたします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

来年度の予算方針についてお示しをいただきまして、ありがとうございました。

予算編成権については、首長が調製する権限を独占的に有しておりますので、今回の質問はこれを侵すものではありません。ですが、これまでの事業に関して、村民からいろいろ提案だとか意見だとかいただいています。

その中で、中心地づくりなんですけれども、例えば宿泊施設を整備していきたいというお話があったかと思うんですね。なかなか既存の建物を造るというのは、大変な時期かと思えますけれども、村民からいただいた提案の中に、コンテナハウスを使ったホテル、今ちょうど前橋市にこれができていると思います。土地があって、電気、水道、そういうものを引けば、置いて、今、中身が全部、電子決済でできるような話もあります。

また、カーボンオフセット、CO<sub>2</sub>削減に関しても、今、CO<sub>2</sub>フリーのカーボンニュートラルLPガスというのがどうもあるみたいでして、これでCO<sub>2</sub>の排出量実質ゼロとみなせるガスも出てきているそうです。

多分、村民からアイデアを募れば、今、これから解決すべき点というのは物すごく見えてくると思うんですけれども、今任期、来年が4年目ということで、一応総仕上げの年でありますから、村長は村民のこういう声に対して、どのように応えていきたいと思っているか、その辺をお聞かせください。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 私は宿泊施設が欲しいと、いまだに思っておりますけれども、なかなかそこまで手が回らないというのが現状でありまして、いずれどなたか手がけてくれるのではないかと期待をしております。夢ですよ。

今までにない発想をいただいたので、中心地づくりに向けて、村民の利便性を図るということです。そこで役場の用事も済む、あるいはお風呂にも入れる、商業施設でいろんなものも買える、そういった利便性が村民にもたらされるということはそんなにはないんですよ、今までの庁舎の巡りの。

ですから、この庁舎の巡りにそういったいろんな施設を造るということは、画期的であると思います。やはりさすがだなというふうに私は理解をしております。そういったことを充実させていくことが、これからの私のまとめの課題というふうに思いたいですね。

そういうことです。お願いいたします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） ありがとうございます。

ほかにもかなり、いろいろと声をいただいているので、後でまたお話をする機会があれば、

させていただきたいと思います。

ただ、進んでない事業もありまして、例えばたかやま高原牧場の羊なんかにしても、これをどうしていくのか。それと、もう一つは、去年、渋川方面の通学バスの関係で、大分嘆願の署名が数が出ているんですけれども、こういったのも高校生いわく、何とかしていただきたいという話もいただいています。

進めたり、進捗状況をどうするかというのは、これはもう政治的判断になりますので、ここでは言及しませんけれども、これまでの進捗状況を精査して、進んでいない事業、進むことができなければ、事業として見直すという判断・決断も必要ではないでしょうか。

最後に村長にこれをお聞きして、一般質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 通学バス、渋川方面に出していたんですけれども、会社のほうでも、これだけお金を頂かないと経営が成り立たないんだということで撤退をしていきましたけれども、まさにこの経済社会においては、当然あり得ることだと判断をいたします。

通学バスについては、ほかにもあるわけですよ。渋川方面、沼田方面、中之条、あとみなかみ方面もあるわけですから、どうバランスを取っていったらいいのか、これは大変難しい問題であります。

なかなか結論が出ない状況が続いておりますけれども、私からいえば、ちょっと厳しいかもしれないけれども、通学バスで通えないところを受験して、その学校に行くんならば、その家庭でその責任は持たなきゃいけないという私はスタンスであります。でないと公平性が保てない。やむを得ないじゃないんかというふうに私は判断をいたします。

○議長（山口英司君） 以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎休会について

○議長（山口英司君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、12月5日から12月9日までの5日間休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

したがって、12月5日から12月9日までの5日間休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は12月10日火曜日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 2時44分



令和6年12月10日（火曜日）

（第2号）

## 令和6年第4回高山村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和6年12月10日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第54号 高山村職員定数条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第56号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第57号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第58号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第59号 高山村特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第60号 令和6年度高山村一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第61号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第62号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第63号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第64号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第65号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第66号 令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第67号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
- 日程第16 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番 渡邊裕治君

2番 平形玉緒君

3番 唐澤徳治君

4番 松井陽威君

5番 飯塚 武久 君

6番 後藤 明宏 君

7番 佐藤 晴夫 君

8番 後藤 肇 君

9番 平形 富二夫 君

10番 山口 英司 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後藤 幸三 君	副 村 長	平形 郁雄 君
教 育 長	山口 廣 君	総 務 課 長	後藤 好 君
会計管理者兼 税務会計課長	本間 尚也 君	住 民 課 長	都筑 喜久雄 君
保健みらい 課 長	金井 等 君	農 林 課 長	平形 英俊 君
建 設 課 長	割田 信一 君	地 域 振 興 課 長	林 隆文 君
教 育 課 長	飯塚 優一郎 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	小池 正浩	書 記	林 大生
--------	-------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

本日の会議を開きます。

---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、議案第54号 高山村職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本件は12月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号 高山村職員定数条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号～議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第2、議案第55号 職員の給与に関する条例の一部改正について

から日程第6、議案第59号 高山村特別職の給与等に関する条例の一部改正についてまでの5議案を一括議題とします。

本件は12月4日に一括上程され、議案調査となっています。

これから一括して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 高山村特別職の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第60号～議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第7、議案第60号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第5号）から日程第14、議案第67号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題とします。

本件は12月4日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第60号について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いいたします。

質疑を行います。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） ページで、議案書46ページ、47ページ、2款総務費。

○議長（山口英司君） ちょっと待っていただけますか。

時間をおいてお願いします。皆さんの準備で。

お願いします。

○1番（渡邊裕治君） 2款総務費、1項総務管理費、9の地域づくり推進費、サテライトオフィス管理事業について、NETSUGENの会費負担金に関しまして、サテライトオフィスについてNETSUGENへ登録することですが、まだサテライトオフィスについて高山村のウェブサイトで紹介がございません。村のサイトに紹介するページを作ることも必要ではないかと考えますが、よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

渡邊議員の質疑にお答えをいたします。

サテライトオフィスなのですが、NETSUGEN登録ということで2万5,000円の負担金、3か月分を計上しております。

実際、NETSUGENなのですが、法人会員だけで今98社、あと自治体で2社、前橋と下仁田が会員になっているかと思えます。村のほうもサテライトオフィスを宣伝もしたいということで、今年度補正で上げて、予算が通れば会員登録という形になるかと思えます。

実際、会員登録されますと、サテライトオフィスについてはNETSUGENのホームページ上、掲載をされる予定でございます。その辺についても村の紹介のページもあるんですが、うまく連携を取っていければと思っています。よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、ありがとうございました。

NETSUGENのサイトのみならず、ちょっと調べましたら、群馬県地方創生部が運営している「ぐんまな日々」というサイトがあります。ここに「さとのわ」が掲載されております。施設利用促進のためには、様々なチャンネルからアクセスすることが望ましいと考えておりますが、群馬県地方創生部と掲載協議をぜひしていただきたいと思っております。その辺についてお考えがあれば、よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 「ぐんまな日々」ということで、「さとのわ」が登録をされて掲載をされております。また、村内でも1か所、事業所も登録されているようでございます。

実際、村のホームページについても含めて、今後リンクづけとかそういうのを含めて検討していければと思っています。

以上です。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、ありがとうございました。

サテライトオフィスについて、当初の想定よりも現在のところ利用が少ないようでございます。立地条件が厳しいのは、施設を先日視察させていただいて、十分に私たちも思っております。

例えば、利用促進のために昼間は「さとのわ」を使ってもらい、その後、夕方、温泉で入浴と夕食を取ってもらい、夜はサテライトオフィスを使っただけなどの利用プランも今後提示していくことを検討すべきではないかと考えておりますが、その辺のお考えがあればよろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） ありがとうございます。

サテライトオフィスなんですが、確かに利用状況については今あまり利用していないような形になっています。その関係でNETSUGENのほうに会員登録すると、その事業者、会員の登録が98社ぐらいありますので、その方が利用されるものとして、うちのほうも進めていければと思います。

また、「さとのわ」で昼間、実際事務をしたり、サテライトオフィスのほうについても打合せをしたり、もしくは会社のほうで研修、そういう部分を含めて実現できるかどうか、NETSUGENさんの会員さんと話をしながら利用促進に進めていければと思います。

以上になります。

○議長（山口英司君） 渡邊議員、再質問はよろしいですか。

質疑をお願いします。

6番、後藤明宏議員。

○6番（後藤明宏君） 61ページ、7款1項12目観光施設費についてお願いします。

みどりの村キャンプ場、ナラ枯れ病、ナラ枯れ木の伐採等の作業委託について増額補正が700万出ています。そのナラ枯れがキャンプ場で発生しているというのは聞いてはいたんですけれども、かなり大規模で発生しているということを伺っております。そのナラ枯れが村内のナラの木への影響と感染対策というのはあるんでしょうか。お伺いたします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 後藤議員の質疑に対しましてお答えをいたします。

みどりのキャンプ場なんですが、ナラ枯れが発生をしています。私もそうなんですが、振興公社も運営をしていますので、出向きまして、約100本ぐらいのナラ枯れが発生をしています。実際、その原因となるものがカシノナガキクイムシのカビ菌による発生ということになっております。

実際、うちのほうで調査した結果、100本近くあるんですが、それを全部伐採することは多分できないと思います。実際、クイムシが移ったとしても、生命力が長い、頑張ってい



る樹木もありますので、それが発生したとしても、結局は自分で生命力が強ければ治るような形もありますので、その様子、経過を見ながら伐採をしたいような形になっていると思います。

費用的なもの700万円を計上したんですけれども、実際その二、三十本、大木なんですけれども、大木にキクイムシが移るということになっていますので、それを伐採をして、木のほうも除根をしたいんですが、薬剤を注入して薫蒸処理という形で処理ができればという形で考えています。

ただ、今後の村内の発生を防ぐ方法としては、実際、キクイムシについては大木のことを好むということなので、なるべく有効活用を考えて、なるべく大木にならないうちに木を伐採して、あとは植栽をしたりして、その繰り返しになってしまうんですが、自然との共有という意味で、そういう部分で仕方ないことだと思いますので、長い時間をかけてやっていくような形になるかと思っています。

以上になります。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 作業委託費なんですけれども、700万円という高額な金額が出ております。伐採処理方法を検討していただき、なるべく費用も抑えるようにしていただき、効率的に作業を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 質疑お願いします。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、後藤議員のほうから質問があったところで、同じ質問なんですけれども、伐採木の処理方法についてお尋ねをいたします。

その前に、私、13年前にこの質問をしておりまして、とうとう高山村にナラ枯れが来たかと思いました。その当時の質問が、今のあれに本当にマッチするんで、私の質問と、村長に質問をしたやつが今のこのナラ枯れにマッチするんで、ちょっと皆さんに報告したいと思います。

平成23年1月28日の議会日よりです。

今、全国でカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が森から森へと飛び火しています。三国峠の新潟県側では、被害が拡大していきまして、見るたびに群馬県に拡大しなければよいかと心配しつつ、群馬県に拡大しないのが不思議だなと思っておりました。

いよいよ三国峠を越えて、みなかみ町でナラ枯れ被害が確認され、県でもナラ枯れ被害対

策会議を立ち上げました。主な原因は、昔のように炭焼きやまき拾いがなくなり、山が荒れ、木が老木化した結果、菌が運びやすくなったのが一因とされ、水を吸い上げる道管を破壊するそうです。村内では、まだナラ枯れ被害が確認されていませんが、村内はナラの木に囲まれています。被害が出たときの対策はということで私が質問しております。

そこで、村長の答弁を申し上げます。

日本海側の各県で見かけることが何回かありましたが、あまりの被害に、あれが高山村に入れば大変なことになると常々思っていたところです。

ナラ枯れはカシノナガキクイムシが媒介する病原菌、便宜上ナラ菌と呼び、そのカビ菌による樹木の伝染病だそうです。万一、高山村に被害木が出た場合には、伐採処理に要する経費等については、村でも応分な負担をし、被害の拡大防止を図ってまいりたい。

ナラ枯れ被害はミズナラに多く、村全体で見ればコナラが圧倒的に多く、その点では多少の救いかと思っております。村内の森林所有者の方々にも広報等を通じて防除方法、予防方法、さらにナラ、ミズナラを老木化させないことなどについて、今後、周知徹底を図っていききたいという答弁であります。

この間、予算のときに700万というときに、700万の伐採はかなりの金額だな。私、現地行ってまいりました。黄色いテープ、ピンクのテープでナラの木が縛ってありました。自分で肉眼で見ても、どの木がナラ枯れで、どの木がナラ枯れじゃないかというのは、本当に目じゃ判断できないけれども、ただ、テープの巻いた大きさに驚きました。これで700万で済むんかな、そんな感じで私は帰ってまいりました。

そこで、伐採した木の処理方法はどのようにして行うのか、質問をいたします。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。平形議員のご質疑にお答えをいたします。

みどりの村なんですけど、結局キャンプ場ということで、どうしてもナラとかそういう広葉樹が必要になってきます。実際、私も現地を確認したところ、やっぱり大きな木、大木がほとんどキクイムシに入っていると、実際、5年ぐらいしないとその木自体もやっぱり倒木になりません。実際、中で観察をしながら、様子を見ながら、実際伐採をしていくような形になるかと思えます。

今年度補正については、そのうち大木になった二、三十本を伐採と、あと処分。処分の内容なんですけど、細かく玉切りにして、実際細く切って、自然に冬の期間を利用して凍結死ということで駆除を考えています。

ただ、村内の方、まきストーブを使っている方も多いと思うんです。その方に配る方法もあるんですが、それを配ったために広がる形もあるので、それについてはまた業者さんと話をしながら進めていければと思います。

以上になります。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） あそこの現場へ私も行ったときに、ナラの木というよりは巨木で、大変な作業だなと思いました。ぜひ、けがのないように、県と相談しながらいろいろ進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（山口英司君） 質疑をお願いします。

8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 私は、ページで申し上げますと58ページ、農林水産費で産地生産基盤パワーアップ事業について少しお尋ねをしたいかなと思っております。

この件については、ご説明をいただいたりして、ある程度分かっておりますが、部分的なものもございますので、再度説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤肇議員からのご質問にお答えいたします。

まず、この補助金は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援することを目的として、産地パワーアップ事業実施要綱等に基づき、公益財団法人日本特産農産物協会に対して基金を造成させるために国が交付するものです。そして、基金を造成した日本特産農産物協会は、産地パワーアップ事業を実施する都道府県に対して、この基金を取り崩して助成金を交付しております。

事業実施主体の事業者は、種苗用サツマイモの出荷量の増加、作業効率の向上や低コスト化、集出荷体制の確立等を目的として、種芋キュアリング貯蔵庫の整備等の事業費6,689万2,176円で事業を実施し、村に実績報告書等を提出して、村の審査を経て、村費補助金3,096万8,000円を交付しました。そして、群馬県では、村から提出された実績報告書等を審査して、村に同額の県費補助金を交付しており、県は日本特産農産物協会から県費補助金と同額の助成金の交付を受けました。

昨年12月に会計検査院第4局、農林水産検査第一課による会計実地検査が入り、この事業の検査を受けたところ、調査官から指摘を受け、説明できなかった金額が1,012万188円あ

り、この金額を今回の補正予算で予算措置し、県を通して返還することになりました。

説明については以上となります。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 経過説明はよく分かりましたし、するんですけれども、結論とすれば、もうこういった処分という、これが出ておりますんで、それに対して私どもはどうかということをございませぬけれども、これをやる過程において、もう少し緊張感を持ってお互いにやっていたら、何らかの形でこういう処置にならずに済んだんかなという、これ素人考えですけれども、そういう考えを持っております。

これからやはりそういった事業も多く取り入れていかないと、高山村においてはできない事業というのはかなり出てくると思うんですね。ですから、お互いに緊張感を持って対話しながら進めていく、そういったことでいくしかないんかなという気はしておりますんで、議長、村長のほうにも一言いただいて、私のあれは終わりにしたいかなと思うんで、よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 村長、答弁をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 産地パワーアップ事業については、高山としてもかつてない事業の大きさに、非常に皆さんご期待をしたと思います。

しかしながら、このようなことになったことについて、甚だ遺憾に思います。関係機関並びに関係者等に多大なご迷惑をおかけしたことに對し、心からおわびを申し上げる次第であります。

今後は二度とこのようなことが起こらないよう、群馬県の指導の下、補助事業の適正な実施に対する職員の認識をより一層深め、事業完了に係る審査の徹底、漏れのない確実な確認検査を行うようチェックシートの導入強化をし、再発防止に努めてまいりたいと考えております。どうぞ、大変ご迷惑をおかけしました。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 村長、大変にありがとうございました。

さっき言ったように、本当に緊張感を持ってやっていたら、こういうこと起こらないかなと、素人考えですけれどもございませぬので、ぜひお互いに今後こういうことが発生しないように努めていければいいんじゃないかなと思いますんで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 他の質疑に移ります。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） 質疑がないようですので、次に、議案第61号から議案第67号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いいたします。

5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 議案第65号、議案書の119ページでございます。

農業用水の施設管理費、説明欄の電気料についてお尋ねをいたします。

高山村における農業用水施設については、毎年1,000万円程度の電気料金がかかっております。今回、追加補正として58万4,000円が計上されております。この補正に至った経緯について、それから、来年度以降の見通しについて、よろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 飯塚議員からのご質問にお答えいたします。

まず、電気料の関係なんですけど、今年度、やはり天候が続きまして、雨が少なかったということで、それに対してポンプのくみ上げの回数が増えたということで、電気料が加算されておまして、今後の支払いに不足が生じるということで、今回補正を組まさせていただきました。

あと、今後の立坑の関係だと思うんですけど、今、JR東日本高崎支社のほうと協議をしておまして、その回答が12月中に出てくることになっております。その回答を受けて、来年度、JRが実施します概算の費用につきましても、当初予算に反映できるようにJRのほうで試算をすることになっておまして、それについてはまだ出ておりません。

一応、今後の流れとしましては、来年度、その当初予算が可決となって執行できるようであれば、来年度、JRのほうで対策協議をしまして、来年3月までにはそれを完成して、村のほうに引き渡す流れとなっております。

今の時点で分かることは以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ご答弁ありがとうございました。

今、答弁いただいたのが、JR側と施設のやり取りの話だと思うんですけども、私、ち

よっと説明が足りなかったんですけれども、来年度以降の電気料のある程度の見通し、今後うんと高くなるのか、あるいは下がっていくのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 電気料につきましては、やはり天候によるところが大きいものですから、雨が多ければ、結局ポンプのくみ上げの回数が少なく済むし、天候が続けば水不足になりまして、ポンプのくみ上げ回数が増えていくということになります。

あと、電気料、物価高騰によりまして、その辺の電気料が高くなってくると、やはり影響を受けますので、その辺についてちょっと何とも、今の時点では分からない次第であります。以上となります。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） そうですね。電気料については上下して、なかなか見通しが立たないと思うんですけれども、新たなポンプをつけるとか、そういう予定はないわけですね。今のままずっと、何ていうんですか、運営できるということによろしいでしょうか。

○議長（山口英司君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 現時点では、今のポンプをそのまま、増設したりの考えはなく、今のポンプを使用してくみ上げる予定でございます。

○議長（山口英司君） 4回目。

○5番（飯塚武久君） 最後にします。すみません。

高山村の農業用水については、新幹線工事に伴う渇水の対策として、揚水ポンプにて不足分を補っております。本来であれば、水源手当については無加であったものが、揚水ポンプ稼働によって電気料金という形でお金のかかる構造になっております。基金はまだ十分にあるということですが、水の合理的な運用などに努めていただきまして、今後とも電気料があまりかからないような、そんな努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号から議案第67号までの8議案について一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第60号 令和6年度高山村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 賛成多数です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和6年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は議案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和6年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（山口英司君） 日程第15、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。



---

◎議員派遣について

○議長（山口英司君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（山口英司君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期7日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和6年第4回高山村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員